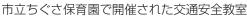
12.1

市の人口●128,677人 帯 数●53,514世帯 (平成17年11月1日現在)

- ▶障害者週間(2面)
- ▶みんなの健康(3面)
- ▶人事行政の運営状況(4・5面)
- ●ざまインフォメーション(6・7面)
- 米陸軍第一軍団司令部等移転反対(8面)





ろから次のことを心掛けて、 るという意識を持ち、 て多発するのが、空き巣狙なります。この時期を狙っ を留守にしたり、 です。自分の身は自分で守 いやひったくりなどの犯罪 ち歩いたりする機会が多く 実施します。年末年始は家 年末年始特別警戒を |月|日から|月三日 現金を持

市役所窓口の受付時間を延長し 毎週金曜日、市役所窓口での各種証明書の交付や住所異動届などの

受付時間を午後8時まで延長しています。延長の対象となる窓口業務 は下表のとおりです。詳しい業務内容や必要書類などについては、各 担当に事前に電話でご確認ください。※自動交付機も利用できます。

印鑑登録・外国人登録などの申請受け付け

市・県民税課税(非課税)証明書の交付

障害福祉施策に関する申請手続きなど

喪失手続き、国保税の収納・納税相談

就学児童・生徒の転校手続き

土地・家屋・償却資産に関する証明書の交付

障害者・老人医療などの住所変更手続きなど

※届け出などの内容によっては、書類をお預かりして翌週月曜日以降の処理となる場合もあります。

納税証明書の交付、各種税に関する収納・納税相談

介護保険加入者の住所変更手続き・保険料の清算など

児童手当の申請手続き、保育所・児童ホームの申し込みなど

国保加入者・年金1号加入者の住所変更手続き、国保加入・

水道の使用開始・休止の手続き、水道・下水道料金の収納

出張所では実施しませんのでご注意ください。

く) 午後5時~8時

担

☎046(252)8007

2046 (252) 8043

☎046 (252) 8021

2046(252)7719

☎046(252)7132 子育で支援課

2046 (252) 7969

2046(252)7213

2046 (252) 7003

☎046 (252) 8739

固定資産税課

長寿介護課

障害福祉課

保健医療課

国保年金課

水道業務課

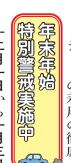
収納課

戸籍住民課

この受付時間の延長は、試行的に約半年間実施するものです。

平成18年2月24日までの毎週金曜日(12月23日、30日は除

各種証明書の交付、住民異動・戸籍届け出などの受け付け、



トベルトとチャイル の着用の徹底

自転車の交通事故防止○歩行者(特に高齢者)と

○飲酒運転の追放のたとを中心に、交通事故のことを中心に、交通事故のことを中心に、交通事故因に、一年を通して最も事因に、一年を通して最も事 法駐車や飲酒運転などを原り組むことが大切です。違規則を守り、家庭や地域が規則を守り、家庭や地域が

通事故防止運動」期間です。 悲惨な交通事故を未然に での十日間は「**年末の交** 十二**月十一日**から二十日 ましょう。

車の中にかばんや財布な○車上狙いを防ぐために、 転車の盗難を防ぐため)自動車やオートバイ、自 ぎを掛けましょう。 わずかな時間でもか車両から離れるとき

○ひったくりの ○ひったくりの被害に遭わ うかを必ず確認しましょや窓のかぎを掛けたかど

学家の交通事故

かごに防犯用の網を掛けち、自転車に乗る場合は、

住民基本台帳

市では「住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかわる 個人情報の保護に関する要綱」を制定し、12月1日(木)

この要綱は、ダイレクトメールの送付など、不特定多 数の閲覧請求を制限し、公益上(注)必要と認められるも のなどに限ることとしました。これは、総務省における

ていきますので、皆さんの理解と協力をお願いします。 ※注:公益上必要と認められるものとは、報道機関、学 術研究機関などが行う社会調査(世論調査や学術調査な ど)で、調査・研究結果などが広く公表され、住民の利

戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550

ダイレクトメール目的などの閲覧を12月から制限

から閲覧を制限します。

閲覧制度に関する検討会で示された方向性に合わせ、新 たな閲覧制度が法施行されるまでの間実施するものです。 市では、今後も個人情報を守るための取り組みを進め

便性につながると判断できるものをいいます。



とした心掛けを忘れずに、安全で安心した毎日を過ごし

市交通安全対策協議会

(安全対策課

52)

市民の皆さんの協力も不可欠です。

でいる。 でしましょう。 しましょう。 します。しか.

ちかり、

つ被少

2046(252)8158

座間警察署

2046(2 046(2

5

6

0

1

1

0

しでも被害をなくそうとさまざまな取り組みを実施しま

座間警察署と市では、

犯罪や交通事故が起こりやす

害を減らすには、



2100 古紙配合率100%再生 紙を使用しています

12月3日~9日

障害者週間

障害者福祉の向上を目指して!

12月3日(土)から9日(金)までは「障害者週間」です。皆さんに障 害者の福祉について理解を深めていただくとともに、障害者が社会・経 済・文化・スポーツなど、さまざまな分野の活動に積極的に参加する意欲 を高めることを目的に定められたものです。

市では、身体・知的・精神障害児者やその家族を支援しています。身近 な相談窓口として、お気軽に担当にご相談ください。また、障害の種別や 状況に応じた福祉制度をまとめた「障害者福祉のしおり」を配布していま す。しおりは担当窓口に設置してありますが、希望者には郵送もしていま す。ぜひご利用ください。

障害福祉課 ☎046(252)7132 046(252)7043

▶ 障害者のための地域作業所などのご紹介 ▶

市内には、障害者(知的・身体・精神)が利用できる作業所などの施設が9カ所あり、それぞれが 個性を生かした活動を下記のとおり実施しています。各施設の利用方法などについては、担当にご相 談ください。

名 称	作業所などからのアピール文	所 在 地	連絡先
いぶき (知的)	ふきん・ぞうきん・アームバンド・マグネットなど自主製品作成と受注作業を行っているほか、地域の方々と協力しアルミ缶の回収も行っています。 またレクリエーションも活発に行い、毎日にぎやかに過ごしています。	小松原 1 -45-21 生きがいセンター内	☎ 046 (253) 0835
えのきの里(知的)	陶芸・さをり織り・牛乳パックからのはがき作りなど、なるべく利用 者の好む作業を選び取り組んでいます。年間を通して旅行や行事など も計画し、みんな楽しく過ごしています。	相模が丘5-39-14	☎ 042 (743) 4234
さくらんぼ (知的)	家庭的な雰囲気の中で、楽しく和気あいあいと各自に合った作業をしています。主な作業は、受注作業として紙袋の取手付け、自主作品としてモップなどの製作です。レクリエーションも活発に行っています。	栗原1115-1	☎ 046 (255) 5583
かざぐるま (知的)	知的障害者の就労支援と社会参加を目指し、昨年4月に地域作業所の仲間 入りをしました。「明るく!楽しく!」をモットーに家庭的な雰囲気の中で、 自主製品としてアイロンビーズや無農薬野菜の栽培を主に行っています。	緑ケ丘4-8-29	☎ 046 (255)6160
緑の家第 1 (身体・知的)	平成3年4月に在宅の視覚障害者を対象に開所し、平成6年4月から知 的障害者にも門戸を開き、平成16年10月からデイサービス事業所に移行 しました。活動は授産活動(コック用帽子作り)を主に行っています。	東原 1 - 9 -51	☎ 046 (257) 3539
緑の家第2 (知的)	障害者が働くことを通して、社会参加ができることを目的としています。主な作業は、自主作品としてビーズアクセサリーにアロマキャンドル、受注作業として袋の底入れ・取手付けなどです。	東原 1 - 9 -65	☎ 046 (251) 1596
緑の家第3 (身体・知的)	障害者が福祉的就労や社会参加の場として利用できるようにしています。主な作業は、受注作業としてシャープペンシルの組み立て、自主作品としてコースターなどを作成しています。	栗原中央 5 - 1 -45	☎ 046 (257) 1858
アネックス(身体・知的)	平成16年7月に作業所から小規模通所授産施設に移行し、受注作業として車いすマークの作成やシャープペンシルの組み立て、切り文字や看板などの作成を行っています。また年間を通じレクリエーションも活発に行っています。	座間 1 -3409-2	☎ 046 (252) 5556
ウィンディザマ (精神)	心の病気のある人たちが、地域の中で自分らしく生きていくために、 クッキー作り・文化活動・スポーツを通して心を休め、仲間づくりを し、生活のリズムを整えていくことを目的としています。	入谷4-2900-7	☎ 046 (252)5117

多忙にも笑顔で

46(255)3550

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 5 \\ 2 \end{pmatrix}$

8

2 進

推

た決断の中から、あえて三つピックアップすると―。 大手総合化学会社に勤めていた近藤会長が、横浜の 住んだのは昭和五十五年。 田園地帯が広がる環境の良 さに魅せられたから。だが、 表大の理由は「子どもがお 最大の理由は「子どもがお 最大の理由は「子どもがお 任したとき、平成七年、 と移: たとき、夫人が病では成七年、九州へ単身は威のときである。)の近藤 及生で下した。人生で下した。 が病 で 身 三し 倒赴

れた。難、 大会長 る。介護に専念す 下し 定年前の退職を決断 一 五十六歳のときである。 看病を始めてかっ、 、少し余裕、、 看病を始めてから時間的に、少し余裕ができた。それまで無関わることを決断した。石門の名ことを決断した。石門の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行の強さに加え、気配り、行り望は厚い。 退職を決断した。に専念するため、 る。

物

₽

O

● 障害者週間イベントを実施 ●

市では、障害者週間に合わせて、障害者団体および地 域作業所の紹介や、施設に通所している障害者の作品の 展示などを下記のとおり実施します。ぜひご来庁の際に はお立ち寄りください。

○と き 12月5日(月)~9日(金)午前8時30分~ 午後5時

○ところ 市役所 1 階アトリウム

● 障害者自立支援法が施行 ●

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されます。こ の法律は、これまで別々であった身体障害、知的障害、 精神障害、児童福祉のサービスを、共通の制度の下で-元的に提供することを目的とします。

同法の施行によって、障害種別に関係なくさまざまな サービスが受けられるようになることや、各サービスの 利用料や医療費が定率負担(1割)になるなどの変更が ありますのでご注意ください。同法の詳細については、 2月中旬に「わかりやすい障害者自立支援法」と題した 講演会や、説明会を開催する予定です。参加方法などに ついては、順次本紙で案内します。

住宅用火災警報器設置を助成

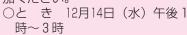
居住用住宅に火災警報器の設置が 義務付けられます。平成18年6月以 降に新築する住宅のほか、既存の住 宅も平成23年6月までに設置しなく てはなりません。市では、障害者手

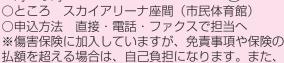


帳1・2級または療育手帳A1・A2をお持ちの方を 対象に、日常生活用具として火災警報器設置費用の助 成をします。詳しくは担当にお問い合わせください。

● 障害者スポーツ教室 ●

障害者の運動不足の解消や交流 を深める機会として開催する楽し いスポーツ教室です。奮ってご参 加ください。





○申込方法 直接・電話・ファクスで担当へ ※傷害保険に加入していますが、免責事項や保険の支 払額を超える場合は、自己負担になります。また、送 迎や身体介護はしません。

自然素材による家創りコンセプト

100年後故郷へお返し下てい

URL http://www.trecasa.co.jp

大断面板倉の家シリーズ

🕡 trecasa

詳しくは資料請求して下さい。

神奈川県愛甲郡愛川町中津2179-1



みんなの健康



保健医療課 予予防医療係☎046(252)7213 保保健係☎046(252)7225 20046(252)7043

ā	<u> </u>	相談	,
J.	<i>,</i> ,		

とき	ところ	受付時間
12月9日(金)	ひばりが丘南児童館	午前 9 時30分
12月16日(金)	市民健康センター	~10時30分

▽内容=身体測定と食事・発育状態・しつけの相談▽ 持ち物=母子健康手帳▽申込方法=直接会場へ

発達相談

▽とき=12月16日(金)午前9時~正午▽ところ=市 民健康センター▽内容=乳幼児期の運動発達面での心 配についての心理療法士による相談▽対象=生後4カ 月~1歳6カ月児▽申込方法=電話予約

4力月児健康診査 【保】

▽とき=12月20日(火)午後1時~2時▽ところ=市 民健康センター▽対象=平成17年8月生まれ

8~10力月児健康診査

市では、指定医療機関を定め、 無料で健康診査を実施していま す。対象者には個人通知をしま すので、あらかじめ医療機関に 電話連絡の上、母子健康手帳を お持ちになり受診してください。



1歳児歯っぴいバースデー(むし歯予防)教室

▽とき=12月9日(金)午前9時30分~9時45分受け 付け▽ところ=市民健康センター▽内容=むし歯予防 について▽対象=1歳~1歳1カ月児(第1子に限る) ▽定員=先着30人▽持ち物=母子健康手帳、歯ブラシ、 コップ▽申込方法=電話予約

ベットのマナーを寄りましょう

市には、犬や猫のふんの放 置や放し飼い、捨て犬、捨て 猫など、ペットに関する苦情 が数多く寄せられています。 ごく一部の飼い主の道徳意識 ご の欠如に、地域の皆さんは非 常に迷惑をしています。



ペットを飼っている方やこれから飼おうとする 方は、動物の本能や習性を十分に理解し、マナー を守って適正な飼育を心掛けてください。また、 必ず次のことを守ってください。

- ○犬は引き綱を付けて散歩し、ふんは必ず持ち帰 って始末する
- ○ペットは愛情を持って最後まで飼育する
- ○犬には鑑札を付ける
- ○放し飼いはしない

担当

保健医療課

☎046(252)7213 **№**046(252)7043

児童手当制度

- ○支給対象 児童手当·特例給付·小学校第3学 年修了前特例給付は、0歳~小学校3学年修了 前(9歳到達後最初の3月31日)の児童を養育 している方
- ○支給額 第1子·第2子=月額5,000円 第3子以降=月額10,000円
- ○支払時期 申請をした翌月から開始、支給事由 の消滅した日(市外転出・監護要件喪失など) の属する月分で終了
- ※なお、原則として毎年2月・6月・10月(それ ぞれ15日前後)にまとめて支給。
- ※新たに受給資格が生じた場合(出生や転入など) の「認定請求」や、支給対象児童が増えた場合の 「額改定認定請求」の手続きをしないと手当を受 けることができません。
- ※児童手当の受給には、所得制限がありますので、 詳しくは担当にお問い合わせください。

担当

子育て支援課 **☎**046(252)7201 **№**046(252)7043

1歳6カ月児健康診査

◆内科▽ところ=指定医療機関▽対象=平成16年5月 生まれ◆歯科▽とき=12月14日、21日いずれも水曜日 午前9時30分~10時30分マところ=市民健康センター ▽対象=平成16年4月生まれ

2歳児歯科健康診査

▽とき=12月21日(水)午後 1 時~ 2 時受け付け▽と ころ=市民健康センター▽内容=歯科健診、予防処置 や育児相談など(予防処置は希望者のみで有料)▽対 象=平成15年11月生まれ▽持ち物=母子健康手帳、歯 ブラシ▽申込方法=直接会場へ(事前通知はありませ) **ん**)

3歳6カ月児健康診査

▽とき=12月13日(火)午後1時~2時受け付け▽と ころ=市民健康センター▽対象=平成14年6月生まれ ▽持ち物=母子健康手帳

健康相談 【保】

予

とき	ところ	受付時間
12月6日(火)	東地区文化センター	左前 0 時20人
12月8日(木)	ひばりが丘南児童館	午前 9 時30分 ~10時30分
12月12日(月)	市民健康センター	, 0 10h4200)]

▽内容=身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と 相談▽持ち物=健康手帳▽申込方法=直接会場へ

〔救急診療 ※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違えのないように!

◆休日昼間

* III — I—					
診療科目	電話番号	診療場所	受付時間		
	☎ 046 (255) 9933		 午前 9 時~11時45分、午後 2 時~ 4 時45分		
内 科	☎ 046 (252) 9090	(市民健康センター 1 階)			
歯 科	☎ 046 (252) 8217		午前9時~11時45分、午後2時~4時30分		
耳鼻咽喉科 ☎042 (756) 90		相模原南メディカルセンター (相模原市相模大野)	午前9時~11時30分、午後1時30分~4時30分		
外科・婦人科・眼科	☎ 046 (251) 0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)		

◆夜 間

診療科目		科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)		斗系を除く)	2 3046 (255) 9933	休日急患センター	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分
	内	科	2 046 (252) 9090	(市民健康センター 1 階)	土曜·日曜日、祝日:午後 6 時~ 9 時45分
外 科 ☎046(251)011		☎ 046 (251) 0119	消防テレホンサービス (左記) でご確認ください。	午後6時~10時(診療時間)	

▲ 涩 あ

▼ /// IX			
診療科目			診療時間
小児科(外科系を除く) 2046 (255) 9933		小児救急情報センター(左記)でご確認ください。	 午後10時〜翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科 ☎046 (251) 0119 消防テレホンサービス (左記) でご確認ください。		午後10時~翌朝午前8時	

※聴覚障害者専用問い合わせ先 2046(251)5263

保育的。児童ホーム 平成18年4月の入所希望者を受け付け

来年4月1日以降に、市内の市・私立保育園およ び児童ホームへの入所を希望する方の申し込みを、 次のとおり受け付けます。

【市役所での受け付け】

○とき 12月1日(木)~28日(水)および平成18 年1月4日(水)~17日(火)いずれも午前9時 ~正午および午後1時~5時(1月14日(土)午 前9時~正午以外の土曜・日曜日、祝日は除く) ○ところ 市役所 1 階子育て支援課

- 申込書は、担当、各出張所、市内各保育園およ び児童ホームで配布しています。
- 現在入所待機中の方も、新たに申し込みが必要 となります。
- 市外の保育所を希望する方は、締め切りがそれ ぞれ異なりますので、あらかじめ各自治体の保 育担当にお問い合わせの上、早めにお申し込み ください。
- 上記保育所以外の届出保育施設(麦っ子畑保育 園、キッズランドアンヘルの家、ひよこ&たま で、ちびっこランドざま園、ひろのだいこども の家、ひまわり保育園)については、直接各施 設へお申し込みください。

【各施設での受け付け】

ک	き	ところ
1月5日(木)		ちぐさ保育園、わかば保育園、座間すこやか保育園
6日(金)		座間子どもの家保育園(仮園舎・注)、ひばりが丘保育園
10日 (火)		緑ケ丘保育園、座間保育園
11日(水)	午後3時30分~	東原保育園、栗の実保育園、あゆみ保育園
12日 (木)	6 時30分	栗原保育園、相模が丘東保育園、小松原保育園
13日 (金)		やなせ保育園、いその保育園
16日 (月)		相武台保育園、広野台保育園
17日 (火)		相模が丘西保育園

◎申し込みは入所を希望する施設以外でも受け付けます。

注:座間子どもの家保育園は園舎建て替えのため、東原2-8-1サンホープ1階の仮園舎で受け付けます。 子育て支援課 ☎046(252)7202 ☎046(252)7043 担当

ご存じですか?)

出き家庭や 算書児のための手当

【児童扶養手当】

- ○対 象 両親の離婚や父親の死亡(遺族年金受 給者は除く)などによって父親と生計を同じく していない18歳未満の児童を養育している母子 家庭など
- 直接担当へ ○申込方法

【特別児童扶養手当】

- ○対 象 知的障害または身体障害の状態にある 児童を養育している父母など
- ○申込方法 直接担当へ

※いずれも支給要件と所得制限があります。

担当 子育て支援課 **2**046(252)7201 **3**046(252)7043



○とき 12月12日 (月)、平成18年1月5日 (木) 午前9時~正午、12月22日(木)、平成18年1 月19日(木)午後1時30分~4時30分

○ところ 市民健康センター(自 宅などに訪問可)

○内 容 ことばの問題全般につ いての言語聴覚士による相談

○対 象 乳幼児~成人 ○申込方法 電話で担当へ 担当

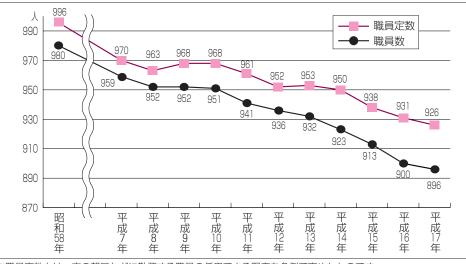


2046(252)7132 **3**046(252)7043



1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員定数および職員数の推移(各年4月1日現在)

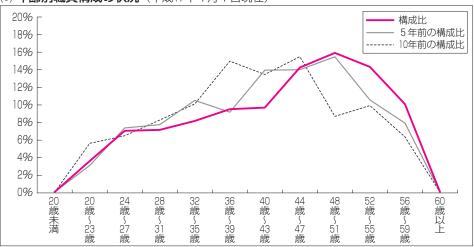


※職員定数とは、市の部局などに勤務する職員の任用できる限度を条例で定めたものです。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

		職	員 数	対前年	主 な 増 減 理 由
		平成16年度	平成17年度	増減数	一 土 な 垣 滅 珪 田
	議会	8	7	Δ]	退職による減
	総務	158	166	8	新課、新係設置による増
	税務	46	42	△4	徴収嘱託員の増員よる減
カルタニエケ	民 生	163	171	8	事務事業の移管による増
一般行政	衛生	94	95	1	事務事業の移管による増
部門	農林	9	7	△2	事務事業の移管による減
	商工	4	5	1	新課設置による増
	土木	68	60	△8	組織機構改革による減
	小計	550	553	3	
特別行政	教育	124	122	△2	組織機構改革による減
部門	消防		1	消防力増強による増	
	小 計	268	267	\triangle	
	水道	35	33	△2	組織機構改革による減
公営	下水道	16	14	△2	組織機構改革による減
企業等	国保	15	15	0	
会計部門	その他	17	15	△2	組織機構改革による減
	小 計	83	77	△6	
合	計	901	897	△4	

※特別行政部門(教育)の職員数には、教育長が含まれます。 (3) 年齢別職員構成の状況 (平成17年4月1日現在)



(4) 採用者の状況

	」 半成 lb年度	半成1/年度	
行 政 職	18人	14人	
技能労務職	5人	4 人	※「行政職」とは事務職、技術職、保育士、保健師、 十などを、「技能労務職」とは自動車運転手、清掃作業
合 計	23人	18人	給食調理員などをいい、採用方法は、試験による採用で

(5) 退職者の状況(平成16年度)

	_	定年退職	勧奨退職	自己都合退職	その他	合 計	
行 政	職	3人	8 人	9人	1人	21人	
技能労務	職	2人	0人	0人	0人	2人	
合	計	5人	8人	9人	1人	23人	
※退職には	※退職には、①定在退職・定在(原則60歳)により退職する提合②勧将退職・人事管理よの目的から職員に退						

職勧奨を行い、これに応じて退職する場合③自己都合退職:本人の都合により退職する場合④その他:死亡に より退職する場合など事由があります。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬など、職員が加 入している地方共済組合に事業主として支払う負担金などを合計したものです。(普通会計決算)

区分	住民基本台帳 人口(年度末)	歳出額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
16年度	126,668人	30,359,526千円	1,298,838千円	7,723,570千円	25.4%

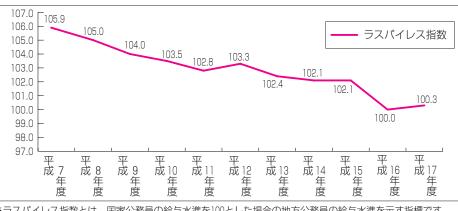
(2) 職員給与費の状況

区	4	職員数			給 与	-	費		一人当たり
	JJ	А	給	料	職員手当	期末·	勤勉手当	計 B	□ 給与費B/A
174	F度	819人	3,428,	158千円	1,116,744千円	1,530	3,627千円	6,078,529千円	7,421千円
※職員	員手当	は退職手当	を含みま	せん。					

平成16年の地方公務員法改正により、地方公共団体は職員の給与や勤務条件などの人事行政の 運営状況を公表することが義務付けられ、市では平成17年4月に「座間市人事行政の運営等の状 況の公表に関する条例」を施行しました。これは、人事行政の運営状況を毎年12月末日まで市民 の皆さんにお知らせすることによって、その公正性と透明性を高めることを目的とするものです。 なお、さらに詳しい公表内容については、市役所 1 階市民情報コーナーおよび各出張所、市ホ ームページでご覧いただくことができます。

職員課 ☎046(252)7911 №026(252)7492

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在) 平均年齢 平均給料月額 平均給与月額 一般行政職 46歳6月 388,036円

364,077円

273,218円 技能労務職 42歳6月 ※「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの 諸手当の額を合計したものです。

(5) **職員の初任給の状況**(平成17年4月1日現在)

57	/\	座間	国				
No.	分	初任給	2年後の給料	初任給		2年後の給料	
	大学卒	184,400円	198,600円	I種	179,800円	I種	198,600円
一般行政職	八子午	104,400	190,000	Ⅱ種	170,700円	Ⅱ種	184,400円
	高校卒	148,500円	160,200円	Ⅲ種	138,800円	Ⅲ種	148,500円
技能労績		学校の給食調理員に 33歳で採用の場合			_		_
(職種および採用時の 年齢によって異なる)		170,700円	184,400円				

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成17年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
6几/二工行政	大学卒	281,225円	321,100円	385,966円
一般行政職	高校卒	243,500円	285,133円	374,800円
技能労務職	高校卒	203,875円	263,050円	327,825円

(7) 職員の手当の状況

①期末手当‧勤勉手当

0						
座間市	国					
【1人当たり平均支給額(平成16年度)】						
1,840千円	_					
【平成16年度支給割合】	【平成16年度支給割合】					
期末手当 勤勉手当	期末手当	勤勉手当				
3.00月分 1.40月分	3.00月分	1.40月分				
(1.60) 月分 (0.70) 月分	(1.60) 月分	(0.70) 月分				
【加算措置の状況】	【加算措置の状況】					
職制上の段階、職務の級などによる加算措置	職制上の段階、職務の級な	どによる加算措置				
() 内は、市が日曜日に反えす絵則会です						

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当	(半成17年4月1	日現在)			
	座間市			国	
【支給率】	自己都合	勧奨・定年	【支給率】	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特	持例措置	その他の加算措置	定年前早期退職特	持例措置
	(2	~20%加算)		(2	~20%加算)
1人当たり平均支給額	16,654千円	25,974千円			
シンロ映ナルの	1 1// + 10 TT + 1// +	614 サケロー	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	グストーナル	

※退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③調整手当(平成17年4月1日現在)

調整手当は、民間の賃金、物価や生計費の事情を考慮して職員に支給する手当です。

支給実統	367,241千円		
支給職員1人当たりの	449,449円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10%	817人	-%

④特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快または不健康な勤務若しくは困難な勤務その他特殊 の服務に関する基本原則の概要 な勤務をする職員に支給する手当です。

の動力でする構具に文化するココです。	
区	全職種
支給実績(平成16年度普通会計決算)	24,811千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成16年度普通会計決算)	30,368円
職員全体に占める手当支給職員の割合	41.9%
手当の 種類 様子当、感染症等業務手当、有害毒薬物取扱手当、消防出動場手当、福祉業務手当、用地取得交渉等手当、変則勤務手当、清場作業手当	3 3 3 3 7 70 17 70

⑤時間外勤務手当

	平成15年度	平成16年度
支給実績	196,267千円	206,547千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	237,037円	252,811円

⑥その他の手当(平成17年4月1日現在)

○扶養手当

 	支 給	月額
扶養親族の要件	座間市	国
配偶者	14,400円	13,500円
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	7,000円	6,000円
扶養親族でない配偶者がある場合の 1 人目の子など	7,500円	6,500円
配偶者がない職員の扶養親族のうち1人	11,200円	11,000円
その他の扶養親族	5,000円	5,000円
満16歳から満22歳までの子に対する加算額	5,500円	5,000円

○任	居于当								
	\wedge			支	給	月	額		
	70	座	間	市			玉		
持ち家	7			15,200円	新築	・購入征	多5年間 :		2,500円
					家賃2	23,000P]:	家賃	- 12,000円
借家·	/±===	家賃30,000円	未満:	家賃額	家賃	23,000P	日を超え55,0	000未満:	
旧刻	旧凹	家賃30,000円	以上:	30,000円		(氢	₹賃−23,000)円) ×1/2	2+11,000円
					家賃	5,000P]以上		27,000円

○通勤手当		
区分	支 給	月 額
	座間市	玉
交通機関等の利用者 (片道2km以上)	運賃等相当額(上限:55,000円)	運賃等相当額(上限:55,000円)
自動車等の利用者 (片道2km以上)	通勤距離の区分に応じて 3,500円~24,500円	通勤距離の区分に応じて 2,000円~24,500円
上記以外の者	1,600円	_

()管埋職丰当

管理職手当は、管理または監督の地位にある職員に対し、その勤務の特殊性に基づいて 支給する手当です。

	部長	次長	参事・課長	主幹・技幹	副主幹·副技幹
支給率	16%	15.5%	15%	14%	12%

(8) 特別職の報酬などの状況 (平成17年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当支給割合 (平成16年度)	退職手当算出万法 (任期ごとに支給)		
市長	893,000円 (803,000円)		在職年数×給料月額×400/100		
助役	721,000円 (670,000円)	4.35月分	在職年数×給料月額×300/100		
収入役	675,000円 (641,000円)		在職年数×給料月額×200/100		
議長	522,000円				
副議長	434,000円	4.35月分			
議員	404,000円				
W.T.E. D. (1.2) L. T. (1.2) (1.2) (1.3) (1.3) (1.3) (1.3) (1.3) (1.3) (1.3) (1.3) (1.3)					

※市長、助役および収入役の給料月額については、それぞれの在任期間中()内の金額に減額して支給しています

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の週休日、休日および勤務時間の概要

日曜日および土曜日(週休日)は、勤務しない日になっています。また、「国民の祝日に関する法律」 による休日と年末年始(12月29日~翌年1月3日)は勤務が免除されています。

1	勤務時間は、	午前 8 時30分から	午後	5 時までの	1日7時間45分、	週38時間4	15分です	(休息時間を含む	, (ز
8	30	12:0	0 12	: 15 13	: 00	15:00 1	5:15	17:	00
	勤務((3時間30分)		休憩(45分)	勤務(2時間	引)	勤務(1時間45分)	

休息(15分) ※上記は、標準的な勤務を示したもので、消防署や図書館などは、特別な勤務形態となっています。

(2) 年次有給休暇の概要

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(3) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の診断書などに基づき、療養のた めに必要最少限度の期間、勤務することが免除されます。

(4) 特別休暇の概要

年次有給休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇を取得することができます。 休暇の種類としては、骨髄提供休暇、ボランティア休暇、夏期休暇、結婚休暇、忌引、法 要休暇、生理休暇、産前休暇、産後休暇、子の看護休暇、リフレッシュ休暇などがあります。

(5) 介護休暇の概要

職員は要介護状態にある家族を介護するために介護休暇を取得することができます。休暇 は連続する6カ月期間内で、1日単位または1時間単位で取得することができます。

職員は自分の子を育児するため、その子が3歳に達する日まで育児休業を取得することが できます。そのほか、職員が勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間まで部分休業を取得 することもできます。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を 失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさ わしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

							(十)以10十)支
	分限	処分			懲戒	処分	
降任	免職	休職	降給	免職	停職	減給	戒告
0人	0人	5人	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員の服務の状況

:	- C11K1331 - 1707 - C = 1 17	37.3 - 17.0
:	基本原則	概 要
	職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。 ※人間ドックを受検する場合や職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合などの際、条例の規定に基づいて、職務専念義務が免除されます。
	信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
	営利企業等の従事制限	営利企業などに従事することは制限されており、従事する場合に は許可を受けなければなりません。
i	争議行為等の禁止	職員は争議行為などが禁止されています。
	守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
	政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成などに関与するなどの政治 的行為が禁止されています。
	<u> </u>	<u> </u>

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

市では、市の将来像である「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」の実現 に向け、高い能力と意欲を持った職員を育成することを目的として、平成17年3月に「座間 市人材育成基本方針」を策定しました。基本方針は、「目指すべき職員像」と「具体的な施 策と今後の方向」から構成され、より体系的、総合的に人材育成を推進することを目指して

(2) 職員研修の概要

①研修方針

高齢化社会、急速な技術革新など急激な変化を続ける社会に対応するため、職員自ら の啓発意欲を更に促すとともに職員研修の内容充実に努め、次のとおり重点目標を定め さまざまな研修を行っています。

- 職員として必要な基礎的・専門的知識、技術を習得させる。
- •全体の奉仕者としての自覚を常に持ち、市民に信頼される行動と思考をする職員を育 成する。
- 常に問題意識を持って職務を遂行するとともに、市政の課題に的確に対応できる実行 力と判断力を備えた職員を育成する。
- 幅広い視野と豊かな創造力・企画力を養い、自己啓発の意欲を促す。

②研修体系



(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要

市では、現在、地方分権の時代にふさわしい新たな人事評価制度の構築・導入を目指し、 庁内の各部局から選出した委員で構成する「座間市人事評価制度検討委員会」による調査 検討を行うなどの取り組みを進めています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

市の常勤職員は、神奈川県内の市町村(横浜市、川崎市を除く)が加入する神奈川県市町 村職員共済組合に加入しています(小・中学校に勤務する給食調理員など一部の職員は公立 学校共済組合に加入しています)

共済組合は、組合員から徴収する掛金と事業主である市からの負担金により運営しており、

大きく分けて短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3事業を行っています

(2) その他職員福祉のための独自の制度 (座間市職員厚生会)の概要

座間市職員厚生会は、会員相互の親睦および文化教養の向上並びに福利厚生の充実を図り、 会員の福祉を増進することを目的に組織されたもので、職員からの会費および市からの補助 金を元に次のような事業を実施しています。

○給付事業(慶弔金や見舞金の給付など)

○厚生事業(人間ドックの助成金の交付、観劇助成、スポーツ・レクリエーション行事の 開催など) (3) 公務災害補償の概要

公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)または通勤による災害を受けた場合に、そ の災害によって生じた損害を補償するほか、必要な福祉事業を行い、職員およびその遺族の 生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

(4) 職員の健康診断などの概要

労働安全衛生法に基づき、職員の健康診断を年1回定期的に実施しており、職員の健康状 態を継続的に把握して、疾病の早期発見、結果に基づく事後措置を実施し職員の健康管理に 努めています。

また、VDT作業や重量物を扱う業務を行う職員を対象にした特殊健康診断や、35歳以上の 職員を対象に成人病(胃ガン、大腸ガン)検診を実施しています。

(5) 安全衛生管理体制の概要

市では、事業場(清掃、消防、教育委員会、本庁など)ごとに、労働安全衛生法に基づい て安全衛生委員会を設置しています。

また、安全衛生委員会ごとに産業医を置き、職場内の巡視、健康相談・指導を実施してい

8 その他の事項

○公平委員会の業務の状況

市では、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を神奈川県人事 委員会に委託して処理しています。

①勤務条件に関する措置の要求の状況(平成16年度)

職員は、給与などの勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求するこ とができます。

į.	年度当初	新規申立		処	理件	数		年度末
!	係属件数	件 数	申立容認	棄却	却下	取り下げ	計	係属件数
ŀ	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

②不利益処分に関する不暇由し立ての状況(平成16年度)

職員は、懲戒その他のその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し 立てをすることができます。

左帝坐加	新規申立		処	理件	数		年 产 士
年度当初 係属件数	件数	処分取消	棄 却 (処分承認)	却下	取り下げ	計	係属件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

③苦情処理の状況

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、 服務などの人事管理全般に関する苦情の申し出およ び相談を公平委員会にすることができます。



(善通会計予算)



11 12 13 14 15 16 17 8 19 20 21 22 23 24 **25** 26 27 28 29 30 31

市内の催しや行政情報などは、『ホームページ』http://www.city.zama.kanagawa.jp/ でも案内しています。



粗大ごみ収集の お申し込みはお早めに!

市では、粗大ごみを申し込み順に 有料で収集しています。通常は申し 込みから1週間程度で収集していま すが、毎年12月は申し込みが非常に 多いため、2週間以上かかる場合も あります。年内の収集をご希望の方 は、早めにお申し込みください。

○年内の受付最終日 12月28日(水) ○受付時間 午前8時30分~午後5 時(土曜・日曜日、祝日を除く) ○申し込み電話番号☎046(252)7560 担当 資源推進課

☎046(252)7985 **☎**046(252)7616

新しい人権擁護委員に 入谷の古木惠美さん

人権擁護委員は、基本的人権を守 るとともに、その普及と高揚を図る ため、相談や問題解決に当たってい ます。このほど、古木惠美さん(下 写真)が法務大臣から新たに人権擁 護委員を委嘱されました。なお、本 市の人権擁護委員は、下表のとおり です。

人権擁護委員 は、毎月第2火曜 日に市役所で人権 相談を受け付けて いるほか、自宅で も相談に応じてい ますので、気軽に



		× 10 1-1 -	1388.4			
ご相談ください。						
氏	名	住所(丁目)	電話番号			
瀬戸	宏孝	座間 1	046 (255) 0062			
吉川	善康	緑ケ丘3	046 (253) 1030			
岩堀	勝三	小松原 1	046 (253) 7739			
森田	洋一	南栗原 1	046 (253) 9350			
水澤加	除子	相模が丘2	042 (745) 6124			
落合	正子	南栗原 4	046 (252) 0332			
古木	惠美	入谷1	046 (251) 0438			
担当			市民人権課			

☎046(252)8087 **☎**046(255)3550

特設人権相談所を開設

市人権擁護委員会では、12月4日 から10日までの「人権週間」に併せ て「特設人権相談所」を開設します。 これは、いじめ、差別、家庭内や 隣近所のもめ事など、日常生活で起 けるもので、費用は無料です。個人 の秘密は固く守られますので、気軽 : 金などを貸し付けています。 にご相談ください。

○と き 12月13日(火)午前10時 ~正午、午後1時~3時

○ところ 北地区文化センター、東 原コミュニティセンター

市民人権課 **2**046(252)8087 **3**046(255)3550

製造事業を営む皆さんへ 工業統計調査にご協力を

経済産業省では、12月31日現在で 製造業を営む事業所を対象に、1年

間の製造活動を調査する「工業統計 調査」を実施します。12月中旬から 1月中旬にかけて、県知事から委嘱 を受けた調査員がお伺いしますの で、ご協力をお願いします。

調査の従事者が職務上知り得た秘 密を漏らすことや、調査票に記入さ れた内容を統計以外の目的に使用す ることは、法律で固く禁じています。 調査への信頼をいただき、調査票の 正確な記入をお願いします。

政策課

2046(252)8379 **3**046(255)3550

リサイクルプラザ 再生家具の展示・販売

粗大ごみとして各家庭から出され た家具などを、簡単な補修を施して から展示し、希望者に安価で販売し ます(多数抽選)。12月分の購入申 し込みを以下のとおり受け付けま す。今回は学習机を多数展示してい ますので、どうぞご利用ください。

○と き ▽購入申込=12月3日 (土)~10日(土)午前9時~午 後4時(10日は正午まで)▽販売 抽選=12月10日午後1時~ ※毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

は休館です。 ○ところ リサイクルプラザ(東原

2 - 16 - 10○対 象 営利を目的としない市内

在住・在勤者 ○申込点数 一人 1 点まで ※購入物は各自お持ち帰りください。

担当 リサイクルプラザ **2**046(252)7963 **3**046(252)7964

パート・労働相談会

○と き 12月4日(日)午前11時 ~午後5時 ○ところ ユニー座間店 1 階エスカ レーター前(入谷1-416-2)

○内 容 解雇や賃金不払い、雇用 契約などに関する労働相談

○対 象 パート・派遣・契約社員 など

○参加方法 当日直接会場へ

○問い合わせ先 県県央地域県政総 合センター商工労働部労働第2課 **☎**042(755)1121

商工観光課 **2**046(252)7604 **3**046(255)3550

母子家庭などに 福祉資金を貸し付けます

母子・寡婦・父母のいない家庭な こりがちな人権問題の相談を受け付 : どの子どもが安心して修学できるよ う、無利子で修学資金、就学支度資

> 事前申請の受付期間は2月24日 (金)までです。これ以降でも随時受 : 2時10分~3時45分▼中原小学校= け付けますが、貸し付けは遅れます。 : 7日午後2時55分~3時45分 ○修学資金 高等(専修を含む)学 ※ 派天の場合は巡回を中止します。 校へ修学するために必要な資金: なる場合があります。 (月額18000円~63000円)

○就学支度資金 小・中・高等(専 修を含む)学校、大学(短大を含 む)、専門学校などの入学に必要 な資金 (39500円~520000円)

このほかにも就職支度資金をはじ : 険税(第7期)

🔛 め 9 種類の資金があり、用途に応じ 🔡 て無利子または年利3パーセントの 貸付制度があります。ご希望の方は、 担当にご相談ください(要予約)。 担当

12

日月火水木金土

4 5 6 7 8 9 10

1 2 3

子育て支援課 **☎**046(252)7969 **☎**046(252)7043

「母子福祉白梅会」入会のお誘い

白梅会は、市内在住の母子・寡婦 家庭の皆さんの集まりです。同会に 入会していろいろな方と交流を持 ち、情報交換しながら一緒に楽しく 子育てをしましょう。

年会費は800円で、主な活動は親 子慰安会、研修会、県母子会事業へ の参加などです。

○申込方法 電話で同会会長☎046 (251)4091 (関根)へ

子育て支援課 **2**046(252)7969 **2**046(252)7043

教育委員会12月定例会

○と き 12月20日(火)午前9時 30分~

○ところ 市役所 5 階教育委員会室 ※傍聴や議題について詳しくは、担 当にご確認ください。

担当 教育管理課 **☎**046(252)8347 **№**046(252)4311

ロック in ざまコンサート 参加バンド(実行委員)募集

○と き 平成18年3月4日(土) 午後1時~

○ところ ハーモニーホール座間 (市民文化会館)小ホール ○対 象 30歳以下の市内在住・在

勤者で構成されるアマチュアロッ クバンド

○申込方法 バンドのプロフィール と演奏デモテープを12月20日(火) までに担当に持参 ○選考結果 テープ審査の上、1月

中旬にバンド責任者に通知 担当 青少年課

☎046(253)8415 **☎**046(259)2163

移動図書館ひまわり号巡回日程

▼ひばりが丘南児童館=3日・17日 午後2時30分~3時30分▼小松原1 丁目児童遊園地=1日・15日午前10 時30分~11時30分▼入谷小学校= 1 日・15日午後2時40分~3時45分▼ 東原小学校=2日・16日午後3時~ 3 時45分▼N T T 栗原社宅= 7 日 21日午前10時30分~11時30分▼栗原 小学校=9日午後2時45分~3時45 分▼東原共同住宅=8日・22日午前 10時30分~11時30分▼相模が丘4丁 目多目的広場=9日午前10時30分~ 11時30分▼相模野小学校=14日午後

校、大学(短大を含む)、専門学:また、学校への巡回は時間が変更に

担当 図書館 **☎**046(255)1211 **☎**046(252)5704

12月に納めるのは

▽市県民税(第4期)▽国民健康保

※最寄りの市指定金融機関、郵便局 市役所または各出張所で納めてくだ さい。使用料などもお忘れなく。

29 30 31

日月火水木金土

1 2 3 4 5 6 7

8 9 10 11 12 13 14

15 16 17 18 19 20 21

22 23 24 25 26 27 28



県央フォーラム6・1・1

○と き 平成18年1月20日(金) 午後1時~4時

)ところ 綾瀬市文化会館小ホール (綾瀬市深谷3838)

○内 容 県央地域の6市1町1村 の県民による地域県民討論交流集 会。シンポジウム「身近な安全 安心を考える」(手話通訳あり)

○定 員 300人 ○保育と要約筆記 12月28日(水) までに要予約(保育対象は2歳~ 就学前幼児)

○申込方法 問い合わせ先に12月28 日(水)までに氏名(参加者全員) 在住の市区町村名、電話番号また はファクス番号、保育を希望する 場合は子の人数を記入の上、はが き・電話・ファクスで通知。申し 込み後は、当日直接会場へ

)問い合わせ先 県県央地域県政総 合センター県民課〒243-0004厚木 市水引 2 - 3 - 1 ☎046(224)1111 **EXI**046 (225) 1743

広聴相談課 **2**046(252)8146 **2**046(255)3550

メンタルヘルス講演会

○と き 12月10日(土)午前9時 30分~

○ところ 市民健康センター

○内 容 心の健康について、基本 的な知識を身に付けるための講演 「ストレスとその予防法・解消法 を知る」

○講 師 メンタルヘルスコーディ ネーター 阿竹光志さん

○定 員 70人(先着順)

)参加費 無料

○申込方法 12月9日(金)までに 直接・電話・ファクス・電子メー ルで担当へ

健康づくり課 **☎**046(252)7995 **№**046(255)3550 電子メール healthy@city.zama.

人権問題講座 「ユニバーサル デザイン」ってナニ?

○と き 12月16日(金)午後1時 30分~3時

○ところ ハーモニーホール座間 (市民文化会館) 2 階大会議室 ○内 容 だれでも使いやすく分か

りやすい製品などのデザインの話 から身近な人権を考える ○講 師 県高相教育事務所社会教

育主事 日極忠さん ○定 員 60人(先着順)

○申込方法 電話またはファクスで 担当へ(保育希望者は12月2日 (金) までに申し込み)

担当

市民人権課

2046(252)8087 **2**046(255)3550

特産品フェア

○と き 12月4日(日)正午~午 後 4 時(雨天決行)

○ところ 市役所前ふれあい広場 ○内 容 本市の商業活性化の一環 として認定している特産品全20品 目(新たに今年認定された4品目 を含む)の紹介・即売

○問い合わせ先 座間市特産品等認 定協議会(市商工会内)☎046(251) 1040

担当 商工観光課 **☎**046(252)7604 **☎**046(255)3550

もくせいコンサート

障害者通所施設「もくせい園」で は、一流プロの音楽家を招き、生の 楽器演奏などを地域の皆さんと一緒 に楽しむコンサートを開催します。 多くの皆さんのご来場をお待ちし ています。

○と き 12月2日(金)午後1時 30分~(午後 1 時開場)

○ところ ハーモニーホール座間 (市民文化会館)小ホール ○入場料 無料

担当 もくせい園 **2**046(253)0804 **2**046(254)7717

しめ飾り教室

○と き ①12月13日(火)②15日 (木) 午後 1 時30分~ 4 時321日 (水)午前9時30分~正午

○ところ ①北地区文化センター② 市公民館③東地区文化センター

○定 員 各50人(先着順) ○参加費 300円(材料代)

○持ち物 花ばさみまたは剪定ばさ み、エプロン、霧吹き(お持ちの方) ○申込方法 12月10日(土)までに 直接・電話・ファクスで希望の各 担当へ

①は北地区文化センター **2**042(747)3361 **2**0042(747)8542 ②は市公民館

☎046(255)3131 **☎**046(252)2776 ③は東地区文化センター **2**046(253)0781 **2**046(253)0789

芸能鑑賞会

○と き 平成18年1月8日(日) 午後2時30分~4時(午後2時開場) ○ところ ハーモニーホール座間 (市民文化会館)小ホール

○出演者 江戸家小猫(小動物もの) まね)ほか

○定 員 100人(先着順) ○入場料 100円

○申込方法 12月28日(水)までに 電話で担当へ

市立学校教職員互助会 (学校教育課内) **☎**046(252)8728 **☎**046(252)4311

第5回にこにこフェスティバル

○と き 12月4日(日)午前10時 ~午後3時30分

○ところ サニープレイス座間(総 合福祉センター) ○内 容 中野佐世子さん(NHK:

手話ニュースキャスター)の講演 会「心のバリアをはずして」、コ ンサート、フラダンス、ビデオ上: 映、模擬店、展示、作業所物品販: 売など

○参加費 無料 市障害者団体連合会

(市社会福祉協議会内) 担当 **2**046(266)2001 **2**0046(266)2009 **2**046(266)2003 **2**0046(266)2009

◆北文「子どもクリスマス会」

作り

○参加費 ①②無料③500円(材料)

◆筆で字を書こう!

○内 容 道具の名称、正しい姿勢 と筆の持ち方、使い方などを学ぶ ○対 象 市内在住・在学の小学生 ○定 員 20人

○持ち物 書道道具一式(墨汁不要、

図書館

○持ち物 筆記用具、レジャーシート ○保 育 あり(2歳児以下先着5 人、3歳児以上先着5人まで。1

○と き 12月17日(土)午前10時 30分~11時30分

○演 者 おなはしサークル「ひろ ば」

(保護者同伴可) ○定 員 50人(先着順)

◆市社協レスパイト非常勤職員 ○募集人数 若干名

○応募資格 保育士・幼稚園教諭 2 種・看護師のいずれかの資格を有 する45歳以下の方

○業務内容 障害児者などの一時預 かり

応相談) ○賃 金 市社会福祉協議会規定に

○応募方法 市販の履歴書(写真添 付)に必要事項を記入の上、事前 に電話連絡し、本人が担当に持参

不用品バンク

当 商工観光課 ☎046(252)7604 **20**046(255)3550

◇譲ります

座椅子、おむつカバー、折り畳み式 すのこマットレス、スチール製本棚、 鼻洗浄器、CD-RW、カセットレ コーダー、エレキギター、布おむつ、 ベビーベッド、チャイルドシート、 幼児用自転車、洗濯機

テント、2段ベッド、パソコン用 机・いす、ダイニングテーブル、ビ デオデッキ、ベビー用テーブル・い す、冷蔵庫、BSアンテナ、エレキ 用アンプ、マイク、電子ピアノ、電 気ヒーター、ホットカーペット、都 市ガス用レンジ

善意のともしび

〉市社会福祉協議会へ

▽29万210円=日産東原家族アパー ト自治会▽1万2000円=岩田寿郎▽ 10万円=赤原製作所▽20万円=三蔵 商事株式会社▽1万2530円=座間市 民生委員児童委員協議会▽8万円= 8074 嶋ひさお後援会▽サバイバルセット と非常食=財団法人小田急電鉄事業 団▽1万円=座間地区更正保護女性 会▽33万9750円=座間スキークラフ ▽ 1 万8150円=座間陶芸会

みんなの広場

)合気道初心者無料講習会 ▽とき=12月10日(土)①午後1時 15分~②午後2時15分~▽ところ= スカイアリーナ座間 2 階武道場▽対 象=①4歳児~小学6年生②中学1 年生以上▽持ち物=ひざ、ひじの隠 れるトレーニングウェアまたは柔道 着、タオル▽問い合わせ先=座間合 : 法=12月5日(月)から電話・ファ 気道会☎042(778)2280

○ΖΑΜΑビッグバンドジャズオー ケストラ第8回定期コンサート

▽とき=12月25日(日)午後2時~ (午後1時30分開場)▽ところ=ハ ーモニーホール座間大ホール▽曲 目=セントルイス・ブルース、スイ ングしなけりゃ意味ないね、ザ・ク リスマスソングほか▽入場料=前売 券1000円(同ホールなどで販売)、当 日券1200円※小学生以下無料▽問い 合わせ先=☎090(4964)9043 (清水) ○よつば会 絵画展

▽とき=12月13日(火)~17日(土) 午前10時~午後5時(13日は午後1 時から、17日は午後3時まで)▽と ころ=ハーモニーホール座間 1 階ギ ャラリー▽内容=市公民館で活動す る絵画サークル会員の作品展示▽入 場=自由▽問い合わせ先=☎046 (253)7498 (栗原)

)座間市民の川柳の集い

▽とき=12月18日(日)午後 1 時〜 ▽ところ=市公民館▽内容=会員 一般の方を交えての川柳句会および 講師による川柳講座。句題は「顔」 「捨てる」「地図」で、各題2句ずつ 当日提出※見学・飛び入り参加自由 ▽参加費=500円(初参加者は無料) ▽申込方法=当日直接会場へ▽問じ 合わせ先=川柳会事務局☎046(253)

)相模野・相武台―輪車クラブ さわやか第18回ZAMA 室内一輪車発表会

▽とき=12月18日(日)午後1時~ ▽ところ=スカイアリーナ座間▽内 容=ペア(二人組)およびグループ (団体)演技の発表▽入場=自由▽問 い合わせ先=☎046(254)7469(中川) ○インターナショナルクッキング

▽とき=12月13日(火)午前10時~午 後 1 時▽ところ=東原コミュニティ センター▽内容=パキスタン国籍の : 方から母国の家庭料理を教わり、食 を通しての国際交流をする▽定員= 先着20人▽参加費=1000円▽持ち 物=エプロン、筆記用具▽申込方

クスで☎四046(253)4722(佐藤)へ 12月の相談日

相談はいずれも無料です

区分	د	ところ
人 権	13日 今月は特設相談を開設。詳しくは7面を _	市役所 3 階相談室
ドメスティック	毎週月曜·水曜·金曜日 午前9時~午後5時	
バイオレンス		【権課 ☎046 (252) 8087
高年齢者職業	15日 毎月第3木曜日 午前9時~午後3時 	市役所4階第1会議室
	<u>担</u> 国 長寿) 15日 毎月第3木曜日 午前10時~午後3時	↑護課 ☎046 (252) 7127 ふれあい会館 2 階
駐留軍離職者		2011 (2001)
10 10	毎週月曜〜金曜日	元の46 (255) 0500
児童相談	午前9時30分~11時30分と午後1時~3時30分	(電話相談も可)
		市役所 1 階子育て支援
母子生活		課内
	担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支援課 ☎046 (252) 7201
事 少 年	毎週月曜〜金曜日 午前9時〜午後4時	青少年センター 陌 青少年相談室
		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
教育	毎週月曜~金曜日 午前10時~午後4時	市役所 5 階教育研究所
叙 月		研究所 ☎046 (259) 2164
	│ 3 · │ │ 10 · │ 毎月第 1 ~第 4 土曜日(祝日は除く)	
結 婚	10· 毎月第1〜第4土曜日(祝日は除く) 17· 午前9時〜午後3時	サニープレイス座間
/144 /44	24日 1330 253	
		協議会 ☎046 (266) 1294
消費生活	毎週月曜〜金曜日 午前9時30分〜正午と午後1 時〜3時30分(第2水曜日は午後のみ)	☎046(252)8490 (電話相談も可)
	1 7 - 7	
	14	
法律	20. 4時30分(予約制(電話可)。	+40.=r o rk+n=w=
	27日 1日午前8時30分から今月分を受け付け)	市役所3階相談室
		法律相談と行政書士相談は、いずれも定員に
(国に対する要望)		おり次第、締め切りま
行 政 書 士	8 · 毎月第2 · 第3 木曜日 午後1 時30分~4 15口 時30分(予約制(電話可)。1 日午前8 時	す。
(相続・遺言)	15日 時30分(予約制(電話り)。 日午前8時 15日 30分から今月分を受け付け)	
交通事故	20日 毎月第3火曜日 午後1時30分~4時30分	
不動産	22日 毎月第4木曜日 午後1時30分~4時30分	
(取引·契約) ·		
市民		目談課 ☎046 (252) 8218
	J 124,400 [ADV 1.0 (101) 0110

北地区文化センター

2042(747)3361 **3**042(747)8542

○と き 12月18日(日)①午前11 時~11時45分②正午~午後0時45 分③午後1時~3時30分

○内 容 ①おはなし会(パネルシ アター、ペープサート) ほか②ゆ かいな人形劇③クリスマスケーキ

○対 象 ①②どなたでも③市内在 住・在学の小学生20人(先着順)

代) ○入 場 ①②自由(幼児は保護者) 同伴) ③12月13日(火) までに直 接・電話・ファクスで同館へ

~書き初めを書くために~

つと き 12月9日(金)、16日 (金)、21日(水)午後3時30分~ 5 時30分

)参加費 無料

すずりは自然石のみ可)

2046 (255) 1211 **3**046 (252) 5704

◆手作り絵本講習会 ○と き 平成18年1月13日~2月 24日(2月3日を除く)いずれも 金曜日午前10時~正午(全6回) ○内 容 世界中でたった 1 冊の絵

本を作る ○定 員 15人(先着順) D参加費 1500円(材料代)

回100円) ○申込方法 平成18年1月7日(土)

までに直接・電話で同館へ ◆としょかんクリスマス会

○内 容 クリスマスのおはなし会 など

○対 象 静聴できる幼児〜小学生



○勤務日時 土曜・日曜日、祝日を 含む週4日以内午前8時30分~午 後8時30分の間でシフト制(時間

よる

市社会福祉協議会

広報ざま【座間市のお知らせ】No.749 6 平成17年(2005年)12月1日

広報ざま【座間市のお知らせ】No.749 7 平成17年 (2005年) 12月 1 日



【座間市のお知らせ】

- ▶平成17年(2005年) 12月 1 日発行
- ◆座間市秘書室情報推進課編集 〒228-8566 神奈川県座間市緑ケ丘1-1-1 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550

URL:http://www.city.zama.kanagawa.jp/

http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/

楽しいクリスマス

○と き 12月14日(水)午後0時20分~0時40分

市役所1階市民サロン

○曲 目 チャイコフスキー「くるみ割り人形」ほか

○演奏者 バイオリン 佐藤有里さん、

フルート 酒井みさをさん、ピアノ 浅沼敦子さん

キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する市民大集会

額賀防衛庁長官が 米軍再編について説明に来ました

11月17日額賀防衛庁長官 が、キャンプ座間米陸軍第 一軍団司令部等移転に伴う 基地強化に反対する座間市 連絡協議会の星野会長(市 長) および両副会長(木村 市議会議長・近藤自治会連 絡協議会会長)に面会しま した。額賀長官は米軍再編



における中間報告前の事前説明の不十分さを認めた上で、昭和46年 の覚書は重く受け止めると話されました。星野会長は、基地の強 化・恒久化に繋がる移転は反対である基本姿勢は変わりないと話し ました。

市民大集会が盛大に開催されました!!

キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等 移転に伴う基地強化に反対する座間市連 絡協議会は、11月18日「キャンプ座間の 基地強化・恒久化に反対する市民大集会」 を開催しました。本集会は、米軍再編協 議における中間報告の中で説明するキャ ンプ座間の米陸軍新司令部の移転および 自衛隊中央即応集団司令部の新設置は、 基地の強化・恒久化につながるもので絶

対反対であることを示すために開催されたものです。

平日の夜にもかかわらず、大変多くの方にご参加いただき、改めて市・市議会・ 市自治会連絡協議会が多くの皆さんと一体となった強い意思を示すことができまし た。採択された決議文は、11月21日に政府に提出しました。多大なるご協力をい ただいたことにお礼を申し上げます。

キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会事務局(渉外課内) ☎046(252)8307 ☎046(252)0220

環境問題の解決に・・・ その20

地球温暖化防止のために、 省エネ型生活を 心掛けましょう!

冬は特に電気の使用量が増加する季節です。暖房を適温にするなどの省エネ対 策を取らないと、「地球温暖化」がますます進行してしまいます。次のことなどを 心掛けて、二酸化炭素排出量の削減にご協力お願いします。

担当

担当

環境対策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743



物を詰め込み

●熱い物は冷ましてから入れる

●冷凍庫の霜取りをこまめに行う

●ドアにすき間ができないよう、

定期的にパッキンをチェック

両側 2 cm程度のすき間を空ける

●物を詰め込み過ぎない

●背面10cm、上10~30cm、

過ぎない

冷蔵庫

大矢 さくら H17.3.18生まれ 女

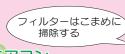
電子レンジ・トースタ・

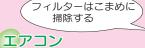
●加熱のし過ぎに注意 ●内部の汚れは こまめに掃除する

0 0



- ●洗濯物は入れ過ぎず、 約8割くらいにとどめる
 - ●注水すすぎより、 ためすすぎを利用する
 - ●なるべく風呂の残り湯を使う



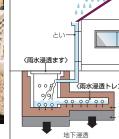


- ●温度設定は冷房28度、
- 暖房20度を目安にする ●フィルターはこまめに掃除する
- ●室外機は風通しの良い場所に設置し、 夏場は日除けをする
 - ●保温効果を上げるため、カーテンは厚めの物を ●カーテンやブラインドはしっかり閉める

湧水と地下水量の保全のために 雨水浸透にご協力を!

市の水道水は、約85パ ーセントが地下水で賄わ れています。しかし、こ のまま都市化が進み、地 面がコンクリートで覆わ れていくと、雨水が地下 に浸透できないため、地 下水が枯渇してしまう恐 れがあります。





雨水浸透ます 雨水浸透トレンチ

雨水貯留槽

このことから住宅の庭 などは、木を植えるなどしてできるだけ舗装をせず、雨が浸透できる場所 を確保するようご協力ください。なお、地下に雨水を浸透させるための施 設を新たに設置する場合には、**下表**のとおり費用の一部を助成する制度が ありますので、ご利用ください。

雨水浸透施設等の設置助成

雨水浸透ます	1 基当たり12,500円 (重点的涵養推進区域は17,000円)			
雨水浸透トレンチ	1メートル当たり6,500円			
浸透性アスファルト舗装	1 平方メートル当たり500円			
雨水貯留槽	1 基当たり25,000円			

※助成を受けるには一定の条件がありますので、事前に担当にご相談くだ さい。

担当 環境対策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743



渡邉

翔夢

H17.7.11生まれ 男 相武台 1 丁目

設備設置助成制度

環境に優しいクリーンなエネル ギーの活用を進めるため、住宅用 太陽光発電設備を設置しようとす る方に、その費用の一部を助成し ています。

○助成金額 太陽電池の最大出力 1キロワット当たり3万円(上 限額15万円)

※助成対象要件や申請方法など詳 しくは、担当にお問い合わせくだ さい。

担当

環境対策課

2046(252)7675 **4**046(257)7743

で注意ください

飲酒の機会が増えるこの季節になると、深夜騒音に関する苦情が多 く寄せられます。これらは一人一人の心掛けで解消できるものばかり です。生活環境を守るために、次のことには十分注意しましょう。 ○夜間は大声を出さない

○車のエンジンをかけたままの駐車や、空ぶかしをしない

【深夜営業している事業者へ】

飲食店や小売店などの事業者は、「神奈川県生活環境の保全等に関 する条例」により、騒音の基準などが定められています。特にカラオ ケなどの音響機器は、音が外部に漏れない装置を備えていないと午後 11時以降は使用できません。また、事業活動がもとで発生する話し声 や、自動車のドアの開閉音および発着音なども、騒音公害とならない ように努めることが義務付けられています。事業者の皆さんのご理解 とご協力をお願いします。

担当 環境対策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743